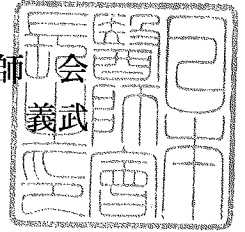


日医発第 1147 号 (生 114)

平成 30 年 3 月 14 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会  
会 長 横 倉 義 武



臓器の移植に関する法律の規定による脳死判定のための  
検査の適正な実施等について

平素より本会会務にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、脳死判定のための検査に関して、厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長より各臓器提供施設長宛に下記の通知が発出され、本会に対し周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知のうえ、貴会管下関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

・臓器の移植に関する法律の規定による脳死判定のための検査の適正な実施等について (健移発 0301 第 2 号)

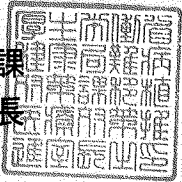
「第 87 回脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」における提供事例の検証過程で、コンタクトレンズを装着したまま脳死判定を行った可能性があり、一部「法的脳死判定マニュアル」に準拠していなかったおそれがあることについて指摘があった。各臓器提供施設においては同マニュアルに準拠した適正な法的脳死判定が実施されたい。

以上

健移発0301第3号  
平成30年3月1日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局難病対策課  
移植医療対策推進室長



臓器の移植に関する法律の規定による脳死判定のための  
検査の適正な実施等について

臓器移植の推進につきましては、平素から御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定による脳死判定（以下「法的脳死判定」という。）の個々の検査の手法については、「『臓器の移植に関する法律』の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成9年10月8日付け厚生省保健医療局長通知）において、「法的脳死判定マニュアル」（厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「脳死判定基準のマニュアル化に関する研究班」平成22年度報告書。以下「マニュアル」という。）に準拠して行うこととされております。

先般、「第87回脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」において、提供事例の検証過程で、コンタクトレンズを装着したまま脳死判定を行った可能性があり、一部マニュアルに準拠していなかったおそれがあることについて、指摘がありました。

このため、今般、別添のとおり、各臓器提供施設長あてに、法的脳死判定のための検査の適正な実施について改めて万全を期すように通知しましたので、御了知願います。

健移発0301第2号

平成30年3月1日

各臓器提供施設長 殿

厚生労働省健康局難病対策課  
移植医療対策推進室長



臓器の移植に関する法律の規定による脳死判定のための  
検査の適正な実施等について

臓器移植の推進につきましては、平素から御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定による脳死判定（以下「法的脳死判定」という。）の個々の検査の手法については、『臓器の移植に関する法律』の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成9年10月8日付け厚生省保健医療局長通知）において、「法的脳死判定マニュアル」（厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「脳死判定基準のマニュアル化に関する研究班」平成22年度報告書。以下「マニュアル」という。）に準拠して行うこととされております。

先般、「第87回脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」において、提供事例の検証過程で、コンタクトレンズを装着したまま脳死判定を行った可能性があり、一部マニュアルに準拠していなかったおそれがあることについて、指摘がありました。

マニュアルにおいては、角膜反射の観察方法は、「一側上眼瞼を挙上し、角膜を露出させる」とされており、コンタクトレンズを装着したまま脳死判定を行うことは、マニュアルに準拠していないことになります。

コンタクトレンズ装着の有無につきましては、家族への聞き取りを徹底するとともに、装着の有無が不明の場合は専門医への確認を依頼する等により、マニュアルに準拠した適正な法的脳死判定が実施されるよう、改めて万全を期されたくよろしくお願いいたします。